## 川崎市災害救助法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市災害救助法施行細則	○川崎市災害救助法施行細則
令和元年6月28日規則第7号	令和元年6月28日規則第7号
第7号様式 (表)    公用令書   第   号   一	第7号様式 (表)    公用令書 第
住 (所在地)       従事すべき救助業務       従事すべき場所       従事すべき期間       年月日から日まで       日間       出頭すべき目時 及び場所	住 (所 在 地 )       従事すべき救助業務       従事すべき場所       従事すべき期間     年 月 日から日まで日間       出頭すべき日時 及 び 場 所 月 日 時 分
住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 印 公用令書を 午前・午後 時 分 に受領しました。 公用令書番号及び年月日 第 号 年 月 日	住所(所在地) 氏名(名称) 印 公用令書を午前・午後 時 分 に受領しました。 公用令書番号及び年月日 第 号 年 月 日

改正後	改正前
(裏)	(裏)
この公用令書の交付を受けた者の心得	
この公用令書の交付を受けた者は、これを携え、指定の日時及び場所に 出頭し、当該職員に届け出てください。 2 この公用令書の交付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に出頭できない場合には、医師の診断書を得られないときは警察官の証明書)を訴え、この公用令書を発した者に選帯なく届け出てください。 3 この公用令書の交付を受けた者は、天災その他報けることのできない事故により指定の目時及び場所に出頭できない場合には、その市区町村長、警察官文はその他適当公公務員の証明書を訴え、この公用令書を発した者に選帯なく届け出てください。 4 この公用令書の交付を受けた者が命令に従わなかったときは、災害教助法第32条の規定により6月以下の協禁刑又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。	この公用令書の交付を受けた者は、これを携え、指定の日時及び場所に 出頭し、当該職員に届け出てください。 2 この公用令書を受付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に出頭 できない場合には、医師の診断書(やむを得ない事情により医師の診断書 を得られないときは整新官の証明書)を添え、この公用令書を定した者に 遅滞なく届け出てください。 3 この公用令書の女件を受けた者は、天災その他避けることのできない事 故により指定の目時及び場所に出頭できない場合には、その市区町村民、警察官又はその他遭当な必務員の証明書を添え、この公用令書を発した者 に遅滞なく届け出てください。 4 この公用令書を受けを受けた者が命令に従わなかったときは、災害教助 法第32条の規定により6月以下の整役又は30万円以下の罰金に処せら れることがあります。